

2009年11月25日

各位

株式会社大京
グループ広報部長 奥山 慎哉

専有部分（各住戸）の光熱費を25%程度低減

太陽光発電導入の分譲マンションを事業化

「新エネルギー等事業者支援対策事業」の補助対象事業に決定

株式会社大京（本社：東京都渋谷区、社長：田代 正明）はこのたび、経済産業省資源エネルギー庁の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の補助対象者に決定したことを受け、太陽光発電を導入した分譲マンションを事業化することといたしましたので、お知らせいたします。

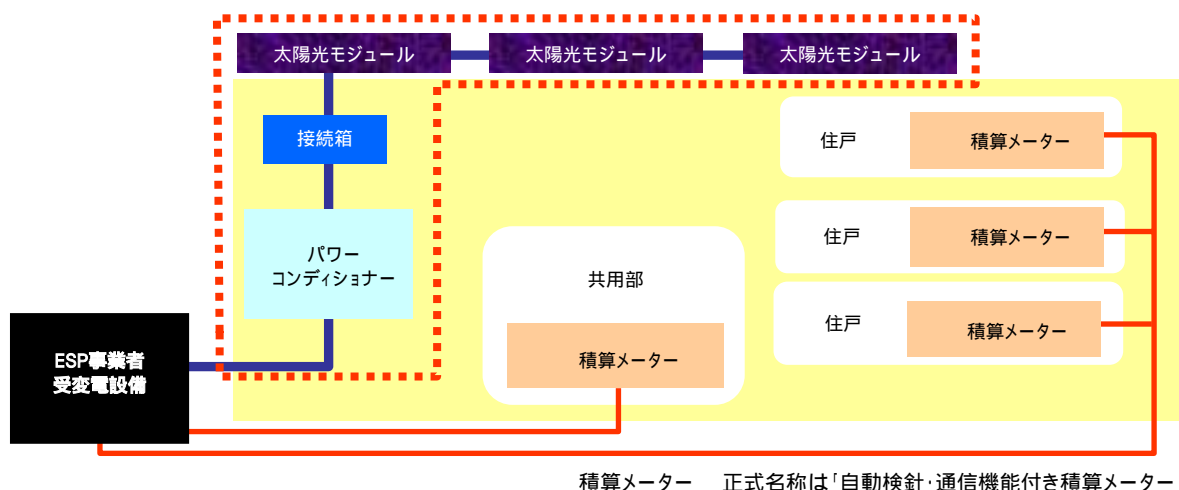
太陽光発電システムを導入している従来の分譲マンションの多くは、発電した電力の充当が共用部分に限られ、共用廊下の照明など昼間は稼働が少ない設備への電力供給であるために、導入効果が高いとは言えないのが実情でした。

当社では、当社が設置する太陽光発電システムをESP事業者（ 1 ）が運営管理し、同事業者が設置する「自動検針・通信機能付き積算メーター」を連携させることで、発電した電力をマンション内の専有部分（各住戸）に分配します。専有部分においては、日中にも一定の電力ニーズが発生するため、平均的な電力使用量の場合、各住戸の電気料金を25%程度低減することが可能と試算しております（各種の前提条件・制約があります 2 ）。また、電気使用量の少ない住戸で余剰電力が発生した場合には、共用部分へ分配することも可能となる見通しです。

他にも、太陽光発電の発電量などをモニター等でリアルタイムに確認でき、各住戸の電気使用量と太陽光発電量の関係を「見える化」することで居住者の省エネ促進も可能となります。

今後は、具体的な事業化に向けて検証を進めるとともに、分譲マンション向けの太陽光発電設備の普及に向けた各種取り組みについても積極展開を図ります。

システムの概要（イメージ図）



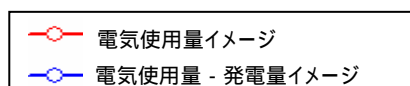
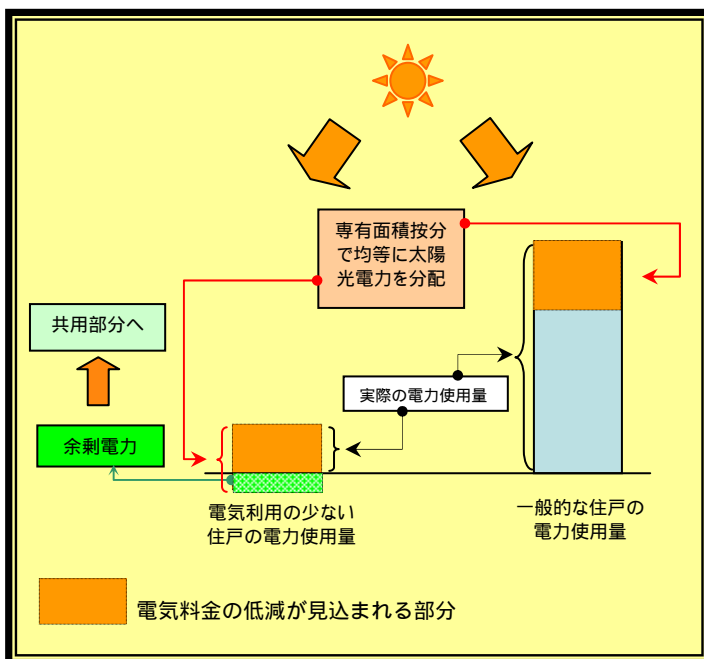
また、同システムの提案により、当社は2009年11月6日に、経済産業省資源エネルギー庁が一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に委託している事業である「新エネルギー等事業者支援対策事業」の補助事業者に決定し、補助対象経費の3分の1を限度に補助が受けられることとなっております。同事業は、国内の新エネルギー（ 3 ）の普及を目的に、新エネルギー等の設備導入事業を行う民間事業者を支援するものです。

導入効果を得るには、総戸数に対し一定の比率の屋上面積を要するなど各種制約がありますが、当社では来期発売予定の神奈川県横浜市内の分譲マンションへの導入を検討しており、来春までにESP事業者、施工会社等と詳細を協議・決定し、改めて効果についても精査してまいります。

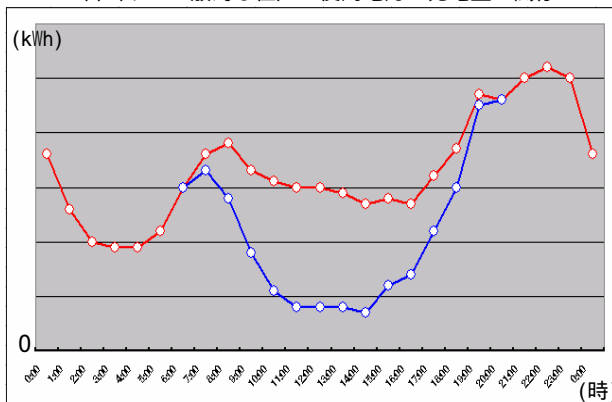
さらに、グループのノウハウを活用し、将来的には既存分譲マンションへの導入についても検証し、管理組合に対する提案が可能となるよう取り組む予定です。

1. ESPとはEnergy Service Providerの略。今回のケースでは、電力供給事業者を指す。
2. マンションの規模を屋上床面積約500㎡・6階建て・約80戸、太陽光モジュールの出力を70KWh程度とした場合
3. 新エネルギーとは、(1)太陽光発電、(2)風力発電、(3)太陽熱利用、(4)温度差エネルギー利用、(5)天然ガスコージェネレーション、(6)燃料電池、(7)雪氷熱利用、(8)バイオマス発電、(9)バイオマス熱利用、(10)バイオマス燃料製造、(11)水力発電、(12)地熱発電及びマイクログリッド。

太陽光発電の専有部分への配分イメージ



<1日当りの一般的な住戸の使用電力と発電量の関係>



昼間時は太陽光発電による電力が一定量供給されることで、電気使用料金の負担は青線のように低減されます。(試算値であり、実際の数値とは異なります)

このニュースリリースに関するお問い合わせ先

株式会社大京 グループ広報部 (奥山・丸山) : 03-3475-3802